

茨城県報 号外

昭和41年6月1日

水曜日

(明治35年3月17日)
第三種郵便物認可

目 次

規 則	ページ
●茨城県県税条例施行規則の一部改正	1
告 示	
●保安林の皆伐面積限度の残面積	14
●県道路線の認定(3件)	15
●道路の区域決定(4件)	16
●道路の供用開始(4件)	17
●県道路線の変更	19
●県道路線の廃止(2件)	19

規 則

茨城県規則第37号

茨城県県税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和41年6月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県県税条例施行規則の一部を改正する規則

茨城県県税条例施行規則(昭和34年茨城県規則第107号)の一部を次のように改正する。

第25条中「ゴルフ練習場」を「ゴルフ場に類する施設及びゴルフ練習場」に改める。

第25条の2を第25条の3とし、第25条の次に次の1条を加える。

(娯楽施設利用税交付金に係る資料の提出)

第25条の2 2以上の市町村にまたがって所在するゴルフ場の所在する市町村の長は、娯楽施設利用税交付金の交付月の5日までに、当該月に交付すべき期間にかかる次の各号に掲げる事項(当該期間中に面積に変更があつたときは変更前及び変更後のそれぞれの事項)に関する資料を、ゴルフ場所在地を管轄する県税事務所に提出しなければならない。

- (1) ゴルフ場名
- (2) ゴルフ場の総面積
- (3) 当該市町村に属するその面積及び総面積に占めるその割合

(4) 当該期間中に面積に変更があつたときは、当該変更にかかる施設の利用が開始された年月日

(5) その他知事が必要と認める事項

第27条中「第20条の3」を「第20条の4」に改める。

第39条の表中

「旅館に類する場所指定申請書(条例第45条の2第2項)	様式第86号	を
茨城県県税条例施行規則第26条の2該当場所指定通知書	様式第86号の2	
「奉仕料の非課税場所指定申請書(条例第45条の2第3項)	様式第86号	に、
奉仕料の非課税場所に該当しなくなったことの届出書(条例第45条の2第5項)	様式第86号の2	
茨城県県税条例施行規則第26条の2該当場所指定通知書	様式第86号の3	

「地方税法施行令第42条の3該当場所指定申請書」を「公給領収証を交付しない場所指定申請書」に、

「料理飲食等消費税還付(納入義務免除)申請書(条例第57条の3の3)	様式第98号	を
「料理飲食等消費税還付(納入義務免除)申請書(条例第57条の3の3)	様式第98号	に、
料理飲食等消費税に係る場所の指定(承認)通知書(条例第45条の2第4項等)	様式第98号の2	
料理飲食等消費税に係る場所指定(承認)申請の却下通知書	様式第98号の3	
料理飲食等消費税に係る場所の指定(承認)取消通知書	様式第98号の4	

「自動車税災害減免申請書」を「自動車税減免申請書」に改める。

様式第67号中「条例第41条第4項及び第5項」を「条例第41条第6項及び第7項」に改める。

様式第70号中「坪」を削る。

様式第71号中「坪」を削る。

様式第86号を次のように改める。

様式第86号

奉仕料の非課税場所指定申請書

受付印

所長	庶務課長	課長	課員	係

県税事務所長殿		昭和	年	月	日	提出	判定	※
特別徴収	登録番号	第	号	業	種	屋	号	
義務者	住所			電	話	局	番	
経営	場所			㊸				
場所指定	1 青色申告の承認を受けている。(個人の場合にあつては事業所得) 青色申告承認申請年月日 昭和 年 月 日 青色申告承認年月日 昭和 年 月 日 青色申告承認税務署名 税務署							
要件の	2 受け取る奉仕料の割合はその他の料金の $\frac{10}{100}$ 以下							
内容	3 前号の奉仕料以外の心付け等を受け取らないことを客の見やすいところに掲示している。							
摘要	4 申請前6カ月以内にこの指定を取り消されたことがない。							

- 備考
- 1 法人及び団体にあつては、代表者の住所、氏名も記載すること。
 - 2 ※印欄は記載しないこと。
 - 3 場所指定の要件の内要は、該当する個所の番号を○で囲み1については、その内容を記入すること。
 - 4 この指定を受けられる場所は、旅館及び飲食店その他これに類する場所であつては、その要件のすべてに該当することが必要です。
 - (1) 旅館及び飲食店等とその業務について青色申告の承認を受けていること。
 - (2) 宿泊及びこれに伴う飲食又は飲食及びその他の利用行為の料金に含まれる奉仕料の額が、それぞれ奉仕料を除く料金の $\frac{10}{100}$ 以下であること。
 - (3) 経営者及びその使用人その他の従業者が(2)の奉仕料以外の心付け、チップ等を受け取らず、かつ、その旨が客の見やすい場所に掲示されていること。
 - (4) この指定を取り消された場所にあつては、その取り消された日から6月を経過していること。

様式第86号の2を様式第86号の3とし、様式第86号の次に次の様式を加える。

様式第86号の2

受付印

奉仕料の非課税場所に該当しなくなったことの届出書

県 税 事 務 所 長 殿		提出年月日		昭和	年	月	日
特 別 徴 収 義 務 者	登 録 番 号	第	号	指 定 番 号	第	号	号
	住 所						
	氏 名 (名 称)						
経 営 場 所	所 在 地						
	屋 号 (名 称)						
指 定 要 件 を 備 え な く な つ た 期 日 及 び そ の 事 項	発 生 年 月 日	昭和 年 月 日					
要件	1 青色申告 の 承 認	(1) 取 消	通 知 を 受 け た 年 月 日	昭 和	年	月	日
		(2) 取 り や め	届 け 出 た 年 月 日	昭 和	年	月	日
事項	2 受け取る奉仕料の額がその他の料金の $\frac{10}{100}$ をこえることとなつた。						
	3 任意の奉仕料等を受け取ることとした。						
取消処分 をした税 務署名		税務署					
届け出た 税務署名		税務署					

- 備考 1 法人及び団体にあつては、代表者の住所、氏名も記載すること。
- 2 指定要件を備えなくなった期日及びその事項の「要件事項」は、あてはまる個所の番号を○で囲み青色申告の承認取消または取りやめの場合にあつては、それぞれその年月日及び税務署名を記入すること。
- 3 上記の指定要件を備えなくなったときは、茨城県県税条例第45条の2第5項の規定により遅滞なくこの届出書を提出しなければなりません。

様式第88号を次のように改める。

様式第88号

受付印

昭和 年 月 分料理飲食等消費税納入申告書

県税事務所長殿		昭和 年 月 日 提出						
特別徴収 義務者	業種	屋号						
	住所 氏名 (名称)							
営業場所	市郡	町村	番地					
この申告分に対する公 給領収証の番号	No.	から	営業日数					
	No.	まで(枚)	従業員 家族従業員 人 雇人 女 中 その他 人 人 人					
区 分	遊興飲食、 宿泊等の 人員	総売上金額 (円)	非課税、基礎 控除、奉仕料 控除の金額 (円)					
		課税標準額 (円)	税率					
			税 額					
料理店、 貸席、 バー等 カ	1人1回の 料金が 3,000円を こえるもの	花代	人本	円	円	円	15 100	円
		その他		/	/	/	15 100	
	1人1回の 料金が 3,000円以 下のもの	花代	人本	円	円	円	10 100	
		その他		/	/	/	10 100	
旅 館	1人1泊の料金が1, 200円をこえるもの						10 100	
	1人1泊の料金が 1,200円以下のもの						/	/
	1人1回の 料金が 3,000円を こえるもの	花代	人本	円	円	円	15 100	
		その他		/	/	/	15 100	
飲喫 茶 食 店 店等	1人1回の料金が3, 000円をこえるもの						10 100	
	1人1回の料金が60 0円をこえ3,000円以 下のもの						10 100	
	1人1回の遊興を伴 料金が600 円以下のもの	遊興を伴 うもの	人本	円	円	円	10 100	
		遊興を伴 わないもの		/	/	/	/	/
チケ ット 食 堂	1品3,000円をこえ るもの						15 100	
	1品300円をこえ 3,000円以下のもの						10 100	
	1品300円以下のもの						/	/
仕 出 し	1人分3,000円をこ えるもの						15 100	
	1人分600円をこえ 3,000円以下のもの						10 100	
	1人分600円以下のもの						/	/
合 計						/		
摘 要								

No.
処理てん末
年月日
郵便官署消費印
確認印
調 定

様式第90号を次のように改める。

様式第90号

受付印

公給領収証を交付しない場所指定申請書

県税事務所 昭 和 年 月 日 提出		※		所 長 庶務課長 課 員 係
特別徴収義務者	登録番号	第 号	業 種	番
住所	氏名(名称)	所在地	電 話	局 番
経営場所	屋号(名称)		電 話	局 番
風俗営業等取締法第2条第1項の許可	有・無	提供品の種類及び価格	品 価	名 格
区 分	遊 興 を 伴 う も の (イ)	遊 興 を 伴 わ な い も の (ロ)	遊 興 を 伴 う も の (イ)	遊 興 を 伴 わ な い も の (ロ)
申請前1年間の実績	遊興を伴うもの(イ)	遊興を伴わないもの(ロ)	遊興を伴うもの(イ)	遊興を伴わないもの(ロ)
	1人1回の料金が600円をこえるもの(ロ)	1人1回の料金が600円以下のもの(イ)	1人1回の料金が600円をこえるもの(ロ)	1人1回の料金が600円以下のもの(イ)
	計 (ニ)	計 (イ)	計 (ニ)	計 (イ)
	非課税の割合 (イ)	非課税の割合 (ロ)	非課税の割合 (イ)	非課税の割合 (ロ)
備付帳簿の種類	現金出納帳, 売上帳, 仕入帳, 売掛帳, 買掛帳, 経費帳, 総勘定元帳, 固定資産台帳,	現金出納帳, 売上帳, 仕入帳, 売掛帳, 買掛帳, 経費帳, 総勘定元帳, 固定資産台帳,	現金出納帳, 売上帳, 仕入帳, 売掛帳, 買掛帳, 経費帳, 総勘定元帳, 固定資産台帳,	現金出納帳, 売上帳, 仕入帳, 売掛帳, 買掛帳, 経費帳, 総勘定元帳, 固定資産台帳,
摘要				

備考 1 法人及び団体にあつては、代表者の住所、氏名も記載すること。
 2 ※印欄は記載しないこと。

様式第95号中「500円」を「600円」に改める。

様式第96号中「500円」を「600円」に改める。

様式第98号の次に次の3様式を加える。

様式第98号の2

税 第 . 号
昭和 年 月 日

住 所
氏 名

殿

県 税 事 務 所 長 印

料理飲食等消費税に係る場所の指定(承認)通知書

あなたが、昭和 年 月 日に提出された 場所指定(承認)申請については、次のとおり指定(承認)しましたから茨城県県税条例第 条 の規定により通知します。

特別徴収義務者	住 所 氏 名(名称)	登 録 番 号 指 定(承 認)番 号	第 号 第 号
経営場所	所 在 地		
	屋 号(名称)		
適用開始年月日	昭 和 年 月 日		
指定(承認)の場所の種類	1 茨城県県税条例第45条の2第2項の規定による奉仕料の非課税場所 2 地方税法第114条の4第2項該当場所(食券食堂) 3 地方税法施行令第42条の4に規定する飲食店、喫茶店その他これらに類する場所で公給領収証の交付義務のない場所 4 地方税法施行令第43条第1項第1号に規定するチケットを使用する場所 5 地方税法施行令第43条第1項第2号に規定する帳簿を使用する場所 6 地方税法第129条第4項但し書きに規定する外客用のホテルとして私製の領収証を使用する場所 7 地方税法施行令第43条の2第 号に規定する私製領収証を使用できる場所		

- 注 1 この通知を受けた者は、当該場所が指定(承認)の要件に該当しないこととなつた場合においては、遅滞なくその旨を届け出ること。
- 2 指定(承認)の場所の種類については、該当する場所の番号を○で囲むものとする。
- 3 奉仕料の非課税場所として指定を受けた場合にあつては、次のような課税標準の特例が認められます。

宿泊(1泊2食付)及び飲食並びにその他の利用行為(割烹旅館における飲食等及び普通旅館、飲食店に類する場所における遊興を伴う飲食その他の利用行為は除かれます。)の課税標準の算定については、その奉仕料の額がそれぞれ奉仕料を除く料金の10%以下であるときは、その奉仕料の額を料金から控除することができます。ただし、公給領収証を交付すべき場合における奉仕料については、公給領収証に記載しなければなりません。

様式第98号の3

税第 号

昭和 年 月 日

住所

氏名 殿

県税事務所長 印

料理飲食等消費税に係る場所指定(承認)申請の却下通知書

あなたが昭和 年 月 日に提出された茨城県県税条例第 条の規定にもとづく場所指定(承認)申請は、次の事由により却下します。

特別徴収 義務者	登録番号	第 号
	住所	
経営場所	氏名(名称)	
	所在地	
事由	屋号(名称)	

(注) この却下通知に不服のあるときは、この通知書を受け取つた日から30日以内に行政不服審査法第4条の規定により茨城県知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、当県税事務所を経由して提出するようにして下さい。

様式第98号の4

税 第 号
昭和 年 月 日

住 所

氏 名

殿

県 税 事 務 所 長 印

料理飲食等消費税に係る場所の指定(承認)取消通知書

あなたの下記場所の指定(承認)については、次の事由により昭和 年 月 日以後これを取り消しますから通知します。

	登 録 番 号	第	号	指 定(承 認)番 号	第	号
特 別 徴 収 義 務 者	住 所					
	氏 名(名 称)					
経 営 場 所	所 在 地					
	屋 号(名 称)					
指 定(承 認)を 取 消 す 場 所 の 種 類						
事 由						

(注) この通知に不服のあるときは、この通知書を受け取つた日から30日以内に行政不服審査法第4条の規定により茨城県知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、当県税事務所を経由して提出するようにして下さい。

様式第105号中「500円」を「600円」に改める。

様式第107号の2を次のように改める。

様式第107号の2

発 番 号	税 第 号
整 理 番 号	第 号

昭和 年 月分料理飲食等消費税の更正、決定及び加算金の決定通知並びに納税告知書

特別徴収義務者 又は納税者	住所	業種
	氏名 (名称)	屋号
更正決定による増減	税額	不申告加算 過少申告金額
	千 百 十 万 千 百 十 円	十 万 千 百 十 円
		重加算 金額
		十 万 千 百 十 円

内 訳

区 分	税率	更正、決定額 (イ)		申告(既更正、既決定)額 (ロ)		差引額 (イ) - (ロ) (ハ)	
		課税標準額 (非課税売上額)	税 額	課税標準額 (非課税売上額)	税 額	課税標準額 (非課税売上額)	税 額
料 理 店、 貸 席 等 カ	1人1回の料金が3,000円をこえるもの	花代	15				
		その他	100				
	1人1回の料金が3,000円以下のもの	花代	10				
		その他	100				
旅	1人1泊の料金が1,200円をこえるもの		10				
	1人1泊の料金が1,200円以下のもの		100				
館	1人1回の料金が3,000円をこえるもの	花代	15				
		その他	100				
	1人1回の料金が3,000円以下のもの	花代	10				
		その他	100				
飲 喫 茶 食 店 等	1人1回の料金が3,000円をこえるもの		15				
	1人1回の料金が600円をこえるもの		10				
	1人1回の料金が600円以下のもの	遊興を伴うもの	10				
		遊興を伴わないもの	100				
計			(ニ)		(ホ)		(ハ)

加算金	過少申告加算金 (イ) × 5 / 100	不申告加算金 (ロ) × 10 / 100	重加算金 (ハ) × 100
基礎となる税額	加算金	申告書提出期限	申告書提出月
円	円	日	日
		不申告期間	基礎となる税額
		月	円
			加算金額 (ト) 地方税法第127/申告 第3項の減額、税額 × 5 / 100 (チ)
			差引加算金 (ト) - (チ) 円
			基礎となる税額 円
			加算金 円

延滞金	納期限 (この告知書による納期限ではなく、本来の納期限をいう。) の翌日から納付 (納入) の日までの期間に応じ、不足税額100円 (100円未満の端数切捨) につき1日4銭 (督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して10日を経過した日以前の期間については1日2銭、また昭和38年9月30日までの期間については1日3銭) の割合で計算した金額 (計算した延滞金額が10円未満であるとき、又は10円未満の端数を生じたときはその全額又は端数を切り捨てる。)	納付(納入) の場所	当県税事務所、県内郵便局、県指定金融機関、県収納代理金融機関
上記徴収金の指定納入期限	昭和 年 月 日		

上記のとおり地方税法第124条、第127条及び第128条の規定により課税標準額、税額及び加算金額を更正、決定したから通知します。なお、この通知書により納付 (納入) すべき金額は上記指定納付 (納入) 期限までに納付 (納入) の場所に納付 (納入) して下さい。

昭和 年 月 日

県税事務所長 印

注意 (1) 納付納入の際は、この通知書を御持参下さい。
 (2) この更正、決定に不服があるときは、この通知書を受けとつた日から30日以内に行政不服審査法第4条の規定により茨城県知事に審査請求をすることができます。審査請求書は当県税事務所を経由して提出するようにしてください。

様式第110号の2を次のように改める。

様式第110号の2

自 動 車 税 減 免 申 請 書

		※ 発信 年 月 日	
		郵便官署消印 確認印	
		年 月 日	
茨城県	県税事務所長 殿	昭和	年 月 日 提出
申 請 者 の 名			④
自動車所有者及び 使用者の住所氏名	所 有 者		
	使 用 者		
減免を申請する年度 及び納税通知書番号	昭和	年度	納税通知書 第 号
自動車登録番号	茨	自家用又は 営業用の別	自家用・営業用
減免を受けるべき 事 由			
下 肢 又 は 体 幹 不 自 由 者	(1) 身体障害者手帳の番号	茨城県第	号
	(2) 手帳の交付年月日	昭和	年 月 日 交付
	(3) 障 害 名		
	(4) 障 害 等 級		級
	(5) 運転免許証の番号	第	号
	(6) 免許の交付年月日	昭和	年 月 日
	(7) 有 効 期 限	昭和	年 月 日
	(8) 運転免許の種類及び条 件が付されているとき はその条件		
摘 要			

- (備考) 1 ※印欄は記載しないこと。
2 災害による場合は、下記の書類を添付すること。
(1) 市町村長又は警察署長等の公の機関の発行した災害を受けたことを証明する書類
(2) 災害を受けた自動車について、修繕のために支出した金額の明細及び災害を受けたことにより保険金、損害賠償金等によつて補てんされる金額を証する書類
(3) 共有している自動車については、「所有者」欄に共有者のすべてを記載すること。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第88号、様式第90号、様式第95号、様式第96号、様式第105号及び様式第107号の2に関する改正規定は、昭和41年8月1日から施行する。
- 2 自動車税災害減免申請書に関する改正規定は、昭和41年4月1日から適用する。
- 3 この規則による改正前の茨城県県税条例施行規則に基づく文書の様式は、当分の間所要の補正を行ない使用することができる。

告 示

茨城県告示第628号

昭和41年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度の残面積を、森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の3第3項の規定により次のとおり公表する。

昭和41年6月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

皆 伐 面 積 の 限 度

(単位：ヘクタール)

同一の単位とされる保安林	皆伐面積 の限度た る面積	同一の単位とされる保安林	皆伐面積 の限度た る面積
多賀北部 土砂流出防備保安林	10.90	水戸鹿行地区 水源かん養保安林	1.70
〃 飛砂防備保安林	1.60	〃 土砂流出防備保安林	0.05
〃 防風保安林	0.14	〃 飛砂防備保安林	2.90
〃 干害防備保安林	0.06	〃 防風保安林	3.24
多賀南部 水源かん養保安林	33.06	〃 干害防備保安林	1.84
〃 土砂流出防備保安林	0.74	霞ヶ浦地区 土砂流出防備保安林	1.58
〃 防風保安林	0.13	〃 防風保安林	0.16
里川山田川 水源かん養保安林	73.59	〃 干害防備保安林	1.26
〃 土砂流出防備保安林	4.83	笠間地区 水源かん養保安林	47.44
久慈川 水源かん養保安林	48.24	〃 土砂流出防備保安林	44.80
〃 土砂流出防備保安林	32.02	鬼怒川下流 水源かん養保安林	32.84
那珂川 水源かん養保安林	18.76	〃 土砂流出防備保安林	49.54
〃 土砂流出防備保安林	2.98		

茨城県告示第629号

道路法（昭和27年法律第180号）第7条の規定に基づき県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、昭和41年6月1日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和41年6月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小舟笠間線
- 3 起点及び終点 起点 那珂郡緒川村大字小舟
終点 笠間市大字笠間

茨城県告示第630号

道路法（昭和27年法律第180号）第7条の規定に基づき県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、昭和41年6月1日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和41年6月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 深芝浜 波崎線
- 3 起点及び終点 起点 鹿島郡神栖村大字深芝浜
終点 鹿島郡波崎町大字波崎

茨城県告示第631号

道路法（昭和27年法律第180号）第7条の規定に基づき県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、昭和41年6月1日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和41年6月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鹿島港線
- 3 起点及び終点 起点 鹿島郡神栖村大字居切浜
終点 鹿島郡鹿島町大字明石

茨城県告示第632号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように決定する。
その関係図面は、昭和41年6月1日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和41年6月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小舟笠間線
- 3 道路の区域

路線名	区 間	整地の 巾 員	延		長 計
			実延長	重用延長	
小舟笠間線	那珂郡緒川村大字小舟	メートル	メートル	メートル	メートル
	笠間市大字笠間	3.5~7.5	22,850	11,350	34,200

茨城県告示第633号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように決定する。
その関係図面は、昭和41年6月1日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和41年6月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 深芝浜 波崎線
- 3 道路の区域

路線名	区 間	整地の 巾 員	延		長 計
			実延長	重用延長	
深芝浜 波崎線	鹿島郡神栖村大字深芝浜	メートル	メートル	メートル	メートル
	鹿島郡波崎町大字波崎	3.6~12.5	23,606.2	—	23,606.2

茨城県告示第634号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように決定する。
その関係図面は、昭和41年6月1日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和41年6月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鹿島港線
- 3 道路の区域

路線名	区 間	整地 巾 員	延		長 計
			実延長	重用延長	
鹿島港線	鹿島郡神栖村大字居切浜	メートル	メートル	メートル	メートル
	鹿島郡鹿島町大字明石	3.6~12.5	8,817.5	—	8,817.5

茨城県告示第635号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように決定する。
その関係図面は、昭和41年6月1日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和41年6月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新川 江戸崎線
- 3 道路の区域

路線名	区 間	整地 巾 員	延		長 計
			実延長	重用延長	
新川 江戸崎線	稲敷郡東村大字新川	メートル	メートル	メートル	メートル
	稲敷郡江戸崎町大字江戸崎	4.6~9.3	16,867	1,030	17,897

茨城県告示第636号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始した。
その関係図面は、昭和41年6月1日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和41年6月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県 道 小 舟 笠 間 線
- 2 供用開始の区間 那珂郡緒川村大字小舟、主要地方道水戸烏山線分岐点から
笠間市大字笠間一般国道50号線交点まで
- 3 供用開始の期日 昭和41年6月1日

茨城県告示第637号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始した。
その関係図面は、昭和41年6月1日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供
する。

昭和41年6月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県 道 深 芝 浜 波 崎 線
- 2 供用開始の区間 鹿島郡神栖村大字深芝浜から
鹿島郡波崎町大字波崎一般国道124号線交点まで
- 3 供用開始の期日 昭和41年6月1日

茨城県告示第638号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始した。
その関係図面は、昭和41年6月1日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供
する。

昭和41年6月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県 道 鹿 島 港 線
- 2 供用開始の区間 鹿島郡神栖村大字居切浜から
鹿島郡鹿島町大字明石一般国道51号線交点まで
- 3 供用開始の期日 昭和41年6月1日

茨城県告示第639号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始した。
その関係図面は、昭和41年6月1日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供
する。

昭和41年6月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県 道 新 川 江 戸 崎 線
- 2 供用開始の区間 稲敷郡東村大字新川一般国道125号線分岐点から
稲敷郡江戸崎町大字江戸崎、主要地方道成田江戸崎線交点まで
- 3 供用開始の期日 昭和41年6月1日

茨城県告示第640号

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第2項に基づき県道路線を次のように変更する。

その関係図面は、昭和41年6月1日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和41年6月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

旧新別	路 線 名	起	点
		終	点
旧	浮島 江戸崎線	稲敷郡桜川村大字浮島から 稲敷郡江戸崎町大字江戸崎 主要地方道成田江戸崎線交点まで	
新	新川 江戸崎線	稲敷郡東村大字新川 稲敷郡江戸崎町大字江戸崎 主要地方道成田江戸崎線交点まで	

茨城県告示第641号

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定に基づき県道の路線を次のように廃止する。

その関係図面は、昭和41年6月1日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和41年6月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 波崎鹿島線
- 3 起点及び終点 起点 鹿島郡波崎町大字波崎から
終点 鹿島郡鹿島町大字明石まで

茨城県告示第642号

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定に基づき県道の路線を次のように廃止する。

その関係図面は、昭和41年6月1日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和41年6月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 金井那賀線
- 3 起点及び終点 起点 東茨城郡御前山村大字金井から
終点 那珂郡緒川村大字那賀まで

◆ 県政の総覧 ― 県民の六法 ◆

茨 城 県 報

茨城県の行政機構・財政・農林・水産・商工・光観・土木・衛生・労働・公安・教育・文化・民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例・規則・告示・公告等はいずれも「**茨城県報**」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知つてもらわねばならないので，県ではこの**県報**の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県印刷所あてお申し込み下さい。購読料は，昭和40年5月1日から送料とも1カ月150円であります。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1カ月）
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 1 5 0 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市北三軒町24番地の4

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所